

監査の結果に基づいて講じた措置等

| | |
|------------------------|--|
| <p>監査の種類</p> | <p>平成 28 年度 財政援助団体等監査</p> |
| <p>対象部課</p> | <p>協働推進部 協働推進課</p> |
| <p>監査結果の通知日</p> | <p>平成 28 年 7 月 11 日</p> |
| <p>指摘事項 (要望事項)</p> | <p>第2 監査の結果 2 検討等を要する事項 (1) 指定管理者に対する監査の結果 ① 仮払金及び未収入金の処理については、遅滞なく精算すべきものであるが、相当期間、精算がなされていない状況にあった。今後は、遅滞なく処理されたい。</p> |
| <p>講じた措置の内容</p> | <p>平成28年7月22日付武発第733号の通知文書により、同月29日に指定管理者に対して次のとおり指示を行った。 仮払金及び未収入金を遅滞なく精算するよう徹底するため、現金を引き出した際には速やかに現金出納帳に記載するよう徹底するとともに、現金残高と現金出納帳の残高を毎日確認すること。 また、経理専属担当者を配置し、現金管理や振込手続等はセンター長の決裁を受けて経理専属担当者が行うよう徹底すること。</p> |

監査の結果に基づいて講じた措置等

| | |
|------------------------|---|
| <p>監査の種類</p> | <p>平成 28 年度 財政援助団体等監査</p> |
| <p>対象部課</p> | <p>協働推進部 協働推進課</p> |
| <p>監査結果の通知日</p> | <p>平成 28 年 7 月 11 日</p> |
| <p>指摘事項 (要望事項)</p> | <p>第2 監査の結果 2 検討等を要する事項 (2) 所管部課に対する監査の結果 ① 業務報告書については、内容及び形式等を工夫するよう指導されたい。</p> |
| <p>講じた措置の内容</p> | <p>平成28年7月22日付武発第733号の通知文書により、同月29日に指定管理者に対して次のとおり指示を行った。 業務報告書については、書式が見つらいものとなっていたため、平成28年度から書式を見直すこと。また、業務報告書を提出する際、指定管理者の財産目録、貸借対照表、損益計算書等の決算に関する書類を添付すること。</p> |

監査の結果に基づいて講じた措置等

| | |
|------------------------|--|
| <p>監査の種類</p> | <p>平成 28 年度 財政援助団体等監査</p> |
| <p>対象部課</p> | <p>協働推進部 協働推進課</p> |
| <p>監査結果の通知日</p> | <p>平成 28 年 7 月 11 日</p> |
| <p>指摘事項 (要望事項)</p> | <p>第2 監査の結果 2 検討等を要する事項 (2) 所管部課に対する監査の結果 ② 予算の積算については、決算との乖離が見受けられるので、精査されたい。</p> |
| <p>講じた措置の内容</p> | <p>平成28年7月22日付武発第733号の通知文書により、同月29日に指定管理者に対して次のとおり指示を行った。 予算の積算は、過去の実績や翌年度の事業計画を踏まえ、過不足が発生しないよう内容を精査し適切に行うこと。また、予算の執行は、予算の内容に沿って適正に行うこととし、毎月の月次報告書に予算の執行状況を添付させることにより、予算管理を徹底すること。</p> |